

平成27年11月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成27年（行コ）第3号 固定資産税等賦課徴収懈怠違法確認請求控訴事件（原審・鳥取地方裁判所平成24年（行ウ）第6号）

口頭弁論終結日 平成27年9月30日

判 決

鳥取市下味野415-1

控 訴 人 宮 部 慎 太 郎

鳥取市尚徳町116番地

被 控 訴 人 鳥 取 市 長

深 澤 義 彦

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 駒 井 忠

今 田 慶 太

同 山 崎 優

同 磯 部 紗 希

主 文

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決中控訴人の被控訴人に対する訴え却下部分を取り消す。
- 2 上記取消しに係る部分を鳥取地方裁判所に差し戻す。

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件の原審は、鳥取市の住民である控訴人が、被控訴人が同和対策事業について鳥取市下味野地区（以下「下味野地区」という。）の住民に対してした、固定資産税・都市計画税の減免措置及びこれに伴う減免部分の不徴収は、明治

4年8月28日付け太政官布告449号（以下、控訴人の用いる呼称に従い「解放令」という。）に反する違法なものであるなどとして、平成23年7月20日以降に納期限が到来する上記各税につき、被控訴人に対し、地方自治法242条の2第1項3号に基づき、下味野地区に所在する固定資産の固定資産税及び都市計画税のうち減免された部分の徵収を怠ることが違法であることの確認を求めるとともに、鳥取市に対し、同項2号に基づき、処分行政庁である被控訴人がした上記減免に係る処分の取消しを求めた住民訴訟である。

原審は、被控訴人が、平成23年度、下味野地区内の土地及び家屋について鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱又は鳥取市同和対策に係る固定資産税及び都市計画税の減免措置要綱を廃止する要綱に基づく減免に係る措置をしたと認めることはできず、同措置をしたこと前提とする、被控訴人の、減免部分の徵収懈怠という事実（訴訟要件たる怠る事実）もまた認められないとなるとして、被控訴人に対する地方自治法242条の2第1項3号に基づく請求に係る訴えは不適法であるとして、これを却下し、また、鳥取市に対する同項2号に基づく請求に係る訴えも、同旨の理由により、不適法却下する判決をした。

そこで、控訴人が、上記判決のうち、被控訴人に対する請求に係る訴えを却下した部分に不服があるとして、控訴を申し立てた。

なお、以下において原判決を引用する場合は、「原告」を「控訴人」と、被告鳥取市長を「被控訴人」と、「被告鳥取市」を「鳥取市」と、「被告ら」を「鳥取市及び被控訴人」と、それぞれ読み替える。

2 関係法令

関係法令は、次のとおり補正するほかは、原判決別紙記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決11頁25行目（空白行も1行と数える。以下同じ。）を次のとおり改める。

- 「(1) 貧困により生活のため公費の扶助を受ける者の所有する固定資産
(2) 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く。）
(3) 市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産」
- (2) 同12頁9行目の「第1項」を「1」と、同頁12行目の「第2項」を「2」と、それぞれ改める。
- (3) 同12頁15行目を次のとおり改める。
- 「3 貧困による場合（市税条例第58条第1項第1号）
省略
- 4 公益による場合（市税条例第58条第1項第2号）
省略
- 5 災害による場合（市税条例第58条第1項第3号）
省略」
- (4) 同12頁16行目の「第6項」を「6」と、同頁20行目の「第7項」を「7」と、それぞれ改める。

3 前提事実

本件の前提事実は、原判決3頁2行目の「6項1号」を「6(1)」と改めるほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

4 争点

本件の争点は、原判決の「事実及び理由」欄の第2の4に記載のとおりであるから、これを引用する。

5 当事者の主張

争点に関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第2の5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決5頁15行目の「穢多村」を「いわゆる「穢多村」」と改める。

- (2) 同 6 頁 1 行目の「争う。」を削る。
- (3) 同 6 頁 4 行目の「意味しない」の次に「（地区を特定して認否することはしない。）」を加える。

第3 当裁判所の判断

当裁判所の判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の第3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 1 原判決 8 頁 10 行目の「穢多村」を「「穢多村」」と改める。
- 2 同 8 頁 16 行目の「こと」の次に「，⑦鳥取市（全体）における平成 23 年度の 7 月 20 日以降の納期に係る同和対策減免措置に基づく減免件数は 162 3 件、減免額は 2558 万 7400 円であったこと」を加える。
- 3 同 8 頁 19 行目の「上記①ないし⑥の事実によっては」を「過去に、下味野地区において、同和対策事業の一環として小集落改良事業が行われたことや、隣保館が下味野地区を対象地区として設置されたことをもって、被控訴人が、平成 23 年度時点において、下味野地区の全部又は一部を同和対策減免措置をとるべき区域として指定したとまでは推認することができず、また、仮に被控訴人がかかる指定をした事実があったとしても、上記区域内の納税者からの減免の申出があったか否か、これを受けて被控訴人が調査の結果減免を適当と認めたか否かについては、いずれも明らかでないといわざるを得ないから、上記①ないし⑦の事実によっては」と改める。
- 4 同 9 頁 4 行目から同頁 6 行目までを削る。
- 5 同 9 頁 7 行目冒頭に「2 ところで、」を加える。
- 6 同 9 頁 19 行目から同 10 頁 3 行目までを削る。

第4 結論

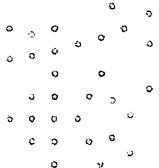
以上によれば、控訴人の被控訴人に対する請求に係る訴えを却下した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官 塚 本 伊 平

裁判官 内 田 貴 文

裁判官 堀 田 匡



これは、正本である。

平成 27 年 11 月 25 日

広島高等裁判所松江支部

裁判所書記官 仲 佐 誠

